

Facility standards

施設基準

1 電子的診療情報連携体制整備加算 3

電子的診療情報連携体制整備加算とは、オンライン資格確認や電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスなどを活用した診療情報の連携・活用体制を評価する加算です。

2 有床診療所入院基本料

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。有床診療所入院基本料とはベッド数 19 床以下の有床診療所に入院する患者に対して算定される基本診療料のことです。

3 継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

診療報酬上で医療従事者の賃上げを評価し、一定の要件を満たす医療機関に上乗せ点数を認める仕組みです。2024 年度改定では、外来・在宅・入院それぞれに新たな評価が設けられています。

4 がん治療連携指導料

厚生労働省では病院と診療所が機能分担を行い、医療機関同士で連携を行う病診連携を推進しています。

がん治療連携指導料は、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関との病診連携を評価する診療報酬です。

5 呼吸器療養充実管理体制加算

在宅の呼吸器療法患者に対し、質の高い療養支援体制を整えた医療機関に上乗せされる診療報酬の加算です。主に在宅酸素療法や在宅陽圧呼吸療法 (CPAP 等) を行う患者への管理体制を評価する仕組みとして位置づけられています。

6 CT 撮影及び MRI 撮影

診療報酬点数表の「画像診断」区分にある、CT または MRI を同時期に実施した場合の加算です。主に他の検査や処置と組み合わせて行う際に算定されます。

7 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

令和 6 年度診療報酬改定で新設された、医療機関の賃上げ (ベースアップ) を評価するための加算です。外来・在宅の診療報酬に上乗せされ、一定の賃上げ実績や就業規則の整備など、厚労省が定める施設基準を満たした医療機関のみが届出により算定できます。

8 入院ベースアップ評価料 250 点

医療機関が看護職員など医療従事者の賃上げを行った場合に、入院基本料等に乗せして算定できる評価です。令和 6 年度(2024 年度)診療報酬改定で新設された入院ベースアップ評価料(Ⅱ)の 1 日あたりの点数区分の一つを指します。具体的には、病棟の人件費に対する賃上げ率などに応じて 1～複数区分が設定され、その中に「1 日 250 点」の区分が含まれます。

9 酸素単価

酸素単価加算とは、診療報酬で酸素使用料を計算する際に用いる*酸素 1L あたりの購入単価を基にした加算(価格)*のことです。医療機関が実際に仕入れた酸素の単価を届出し、その単価を使って請求額を算出します。